

検討結果とりまとめ (案)

平成 26 年 8 月 6 日

水底トンネル等における危険物積載車両
の通行の禁止又は制限に関する検討会

目 次

1. 中央環状品川線（都道首都高速品川目黒線）山手トンネルにおける 通行の禁止又は制限について	・・・ 1
2. 通行の禁止又は制限の公示内容について	・・・ 1
危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底ト ンネル及びこれに類するトンネルの名称及び箇所	

1. 山手トンネルにおける通行の禁止又は制限について

本検討会では、首都高速道路 中央環状品川線（都道首都高速品川目黒線）山手トンネル（以下、「中央環状品川線 山手トンネル」という。）に関して、道路法第46条第3項に規定する通行規制の実施が可能なトンネルとしての要件の該当性を確認したうえで、事故時の安全性、社会・経済的な影響等について検証し、通行規制実施の是非及びその内容について検討した。

- ・中央環状品川線山手トンネルは、分合流（出入口）が存在するという特徴はあるものの今回供用するトンネル延長は、内回り8, 374m及び外回り8, 681mであり、2級河川目黒川及び京浜運河に横断又は縦断して整備される区間も存在することから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「長大・水底トンネル」に該当する。

なお、今回供用する中央環状品川線山手トンネルと隣接する首都高速道路中央環状新宿線（都道首都高速目黒板橋線）山手トンネル（既供用区間：内回り9, 724m、外回り9, 916m）をあわせると内回り18, 098m及び外回り18, 597mの延長となる。

- ・危険物積載車両に係る事故が発生した場合、他の長大・水底トンネルと同様に通行車両及びその乗員の人命やトンネル構造物に被害が及ぶおそれがある。
- ・通行規制を実施した場合でも、代替道路が存在し、危険物積載車両の通行に支障を及ぼすものではない。
- ・当該トンネルは、長大・水底トンネルとして危険物積載車両の通行規制を実施している首都高速道路中央環状新宿線（都道首都高速目黒板橋線）山手トンネルと一連のトンネル構造で、防災設備についても同程度であり、規制を行っている他の長大・水底トンネルとも同程度の設備を有し、安全性に特に差異がないこと。

以上より、当該トンネルは、他の長大・水底トンネルと同様の通行規制を実施することが妥当である。

2. 通行の禁止又は制限の公示内容について

危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネル及びこれに類するトンネルの名称及び箇所

- ・山手トンネルに路線名を追加及び規制箇所住所の変更を行ない、別紙公示（案）記1の表のとおり修正する。

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第●●号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示(平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号)の一部を次のように改正し、平成●●年●●月●●日から適用する。

平成●●年●●月●●日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

1 の表中

「

名 称	箇 所
山手トンネル (都道首都高速目黒板橋線)	東京都目黒区青葉台四丁目から東京都豊島区高松一丁目まで

」を

「

名 称	箇 所
山手トンネル (<u>都道首都高速品川目黒線</u> 、都道首都高速目黒板橋線)	<u>東京都品川区八潮一丁目</u> から東京都豊島区高松一丁目まで

」

に改める